

序章 都市計画マスターPLANの基本的な考え方

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

序－1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、1992年（H4）6月の都市計画法改正により、区市町村ごとに策定することとなりました。都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくり・まちづくりに関する将来の構想や展望を明確にし、都市計画に関する基本的・総合的・長期的な方針として、「北区基本構想※」並びに東京都「都市づくりのグランドデザイン※」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※（都市計画区域マスタープラン）」などに基づき定めます。

北区では、2000年（H12）に「北区都市計画マスタープラン2000」を、その後2010年（H22）には改定版となる「北区都市計画マスタープラン2010」を策定し、これに基づいて都市づくり・まちづくりを進めてきました。

前計画から約10年、策定当初から約20年が経過し、この間の社会情勢の変化や東京都及び北区の上位関連計画の策定・改定に対応するため、全体の見直しを行い「北区都市計画マスタープラン2020」を策定します。

目指すべき将来都市像を設定し、その実現のために必要な用途地域※の指定や都市計画道路、都市計画公園等の都市施設の整備など、法律に基づく都市計画を定めるほか、区民・事業者・区などの多様な主体によって進めるまちづくりの道標となるものです。

また、都市計画マスタープランに掲げる都市づくり・まちづくり分野の長期ビジョンは、多様な主体の共通目標となります。共通目標を設定することによって、多様な主体が互いに連携を育みつつ、個別具体的な都市計画やまちづくりを展開していく中で、都市や地域全体の公共的視点に立った建設的な提案が生まれ、望ましいまちづくりが行われることが期待できます。

序－2 都市計画マスタープランの役割

北区の「都市計画マスタープラン」の役割は、次の3点に整理できます。

長期ビジョンの共有を可能とします

概ね15～20年後の将来都市像を定めることで、北区が目指す都市づくり・まちづくりの長期ビジョンを多様な主体で共有できるようになります。

個別の都市計画や都市づくり・まちづくりのあり方の根拠となります

将来都市像の実現に向けた、法律に基づく都市計画や実際の都市づくり・まちづくりのよりどころが明らかになり、そのあり方の根拠となります。

また、東京都や近隣自治体、事業者などに対し、個別のまちづくりを進める場合の説明や理解を得るための指針となります。

行政と区民の協力による「協働のまちづくり」のための基本となります

都市づくり・まちづくりは、区民・事業者が主体となる個別更新や開発によって進められることが多く、これらの事業内容が将来都市像を実現する鍵を握っています。

「都市計画マスタープラン」は、行政が進める施策だけではなく、北区と区民の協力による「協働のまちづくり」の推進に向けて、その方向性を整理する基本としての役割を担います。

序－3 計画の位置付け

北区の各種計画の中での「北区都市計画マスタープラン」の位置付けは、次に示すとおりです。

北区基本構想などの基本理念を受けた計画です

「北区基本構想」・「北区基本計画 2020」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略※」などの上位計画や東京都の広域的な各種の計画（「都市づくりのグランドデザイン」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」など）の基本理念を受けた、総合的かつ長期的な都市づくり・まちづくり分野の基本計画です。

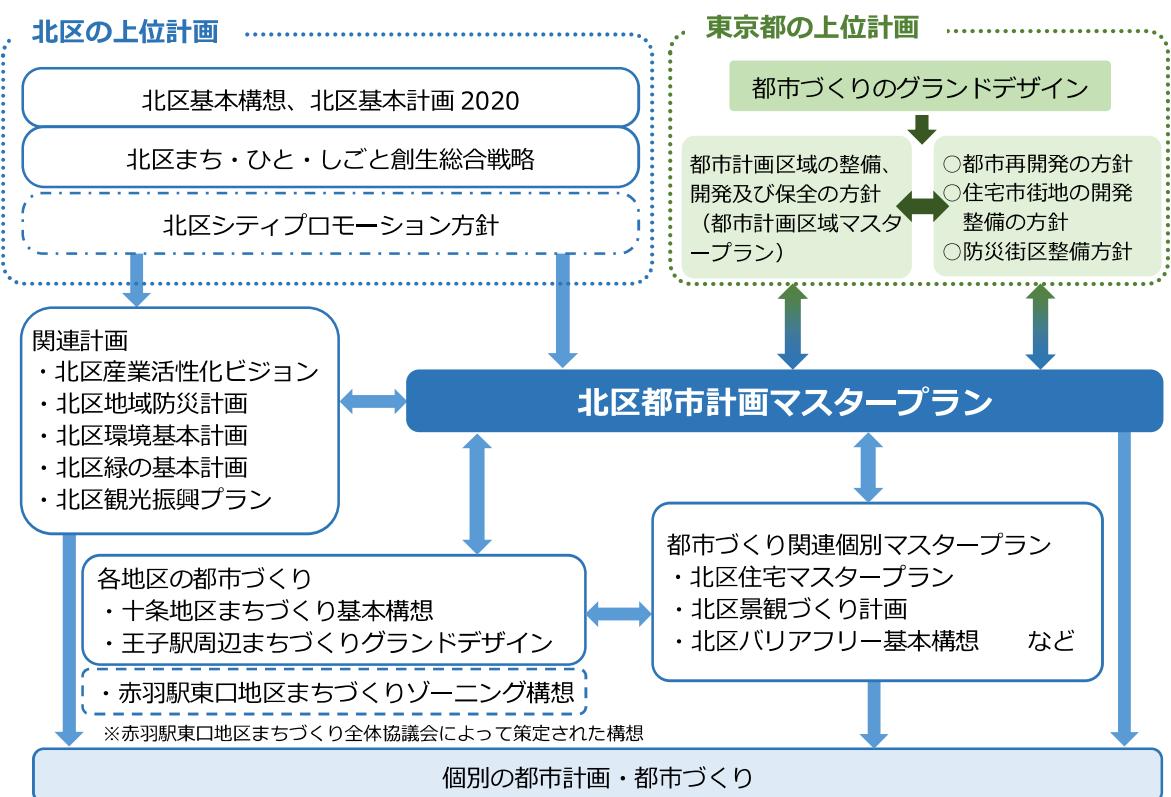
関連計画と整合を図った計画です

産業振興、防災、環境といった「関連計画」とは同等の関係にあり、整合を図るとともに相互に連携し、都市づくり・まちづくりを推進していきます。今後、新たに策定される関連計画についても「北区都市計画マスタープラン」との整合を図ります。

また、2016 年（H28）に策定された「北区シティプロモーション方針※」を踏まえ、北区のくらしの魅力が北区内外に伝わるビジョンを示し、その実現に向けて取組むものとします。

個別のまちづくり計画のよりどころとなる計画です

「北区住宅マスタープラン」「北区景観づくり計画」などについては、都市計画マスタープランに基づく、より詳細・具体的な部門別の計画となります。



序－4 計画改定の趣旨

前計画である「北区都市計画マスター・プラン 2010」の策定から 10 年の間に、少子高齢化の進行や東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機としたユニバーサルデザイン※化の進展など、社会情勢は大きく変化しました。

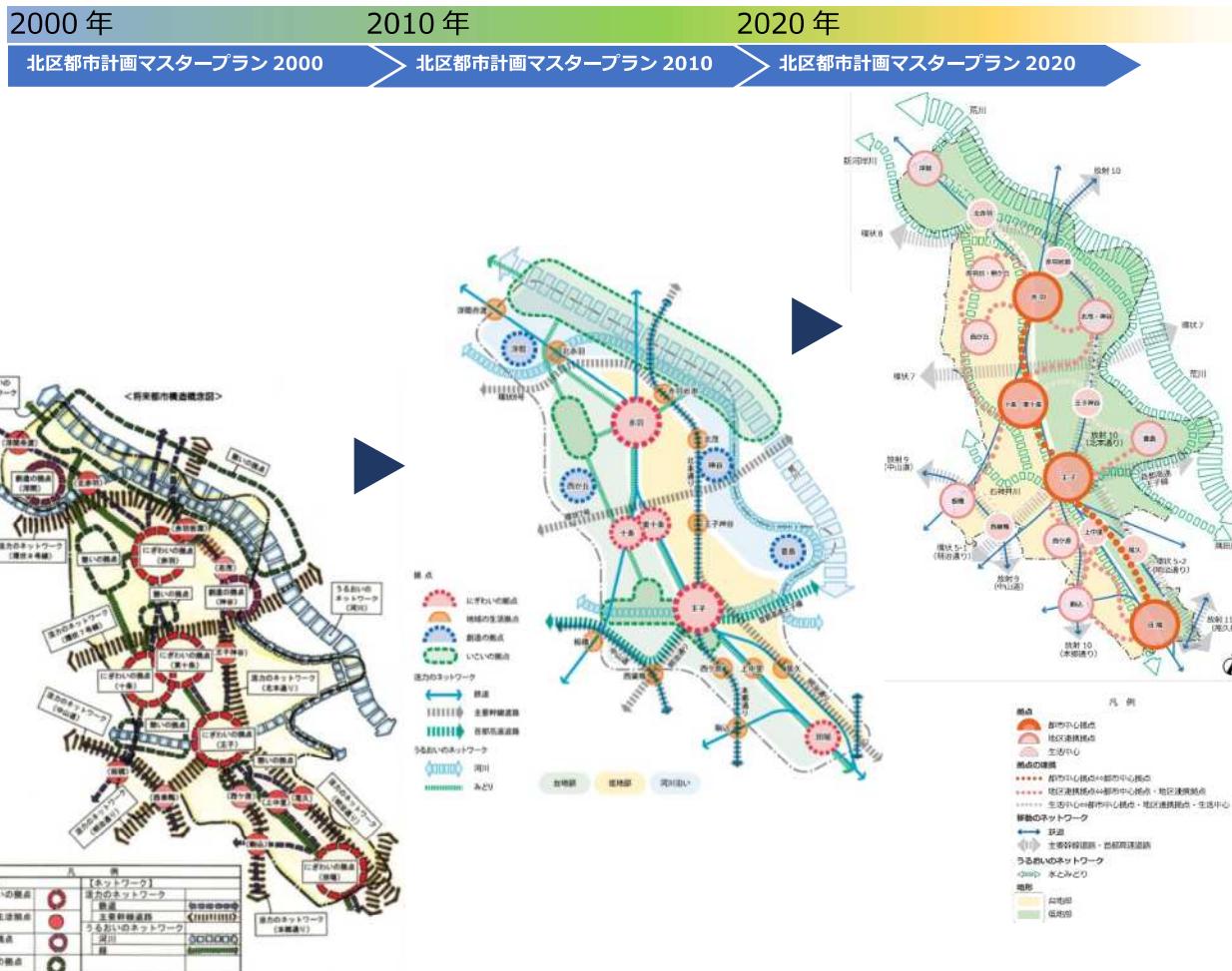
東京都では、2017年（H29）9月「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、新たな東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な考え方をまとめ、東京における北区の位置付けや役割などが示されました。また、北区においては、持続可能な都市づくりを一層推進するため、2016年（H28）に「北区人口ビジョン※」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「北区シティプロモーション方針」などを策定し、2020年（R2）には「北区基本計画2020」への改定が行われました。

このような状況を捉え、同マスター・プランを社会情勢の変化や東京都及び北区の上位計画等に対応し、2040年代の北区の都市像を明らかにするため「北区都市計画マスター・プラン 2020」として改定します。

序－5 計画期間の設定

計画期間は、2020年（R2）から、前計画と同様に15～20年後とします。

なお、今後の社会経済情勢などの変化に対応していくため、必要に応じて部分的な見直しを行うとともに、10年程度ごとに全体の見直しを行っていきます。また、各地区の状況に応じて地区別のまちづくりビジョンを作成します。



序－6 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、北区全体の将来都市像や将来都市構造、地域や地区に共通して展開する都市づくりの基本方針を示す「全体構想」と、各地域の将来都市像や各地区の特徴を活かした身近なまちづくりの方針を示す「地区別構想」、構想の実現に向けた方策を示す「実現化方策」から構成します。各項目における主な内容は以下の通りです。

■北区の現況を把握する

⇒第1章 北区を取り巻く状況

- これまでの都市づくりと多様な都市活動によって育まれてきた北区のまちの魅力を整理し、社会動向や都・区の上位関連計画における位置付けを踏まえて、都市づくりの課題を示します。



【全体構想】

■将来都市像を描く

⇒第2章 都市づくりのビジョン

- 未来のくらしを豊かにする将来都市像を、くらしのイメージとともに示します。
- 将来都市像を実現するための将来都市構造を示します。

■土地利用を誘導する

⇒第3章 土地利用の基本方針

- 将来都市像の実現に向けた、拠点育成及び土地利用誘導の基本方針について示します。

■都市づくりを展開する

⇒第4章 分野別都市づくりの方針

- 将来都市像の実現に向けた5つの分野を設定し、次の目標を掲げて基本的な考え方と施策の方向性を示します。

- ・誰もが行きたいところに快適に行けるまち
- ・人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち
- ・誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち
- ・環境と共生するスマートなまち
- ・災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち



【地区別構想】

■まちづくりを展開する

⇒第5章 地区別のまちづくり方針

- 駅を中心東西を結ぶ3地域の将来都市像を設定します。

赤羽地域 王子地域 滝野川地域

- 7地区別のまちづくりの将来像、各地区における取組みを示します。

浮間地区	赤羽東地区	赤羽西地区
王子東地区	王子西地区	
滝野川東地区	滝野川西地区	



【実現化方策】

■計画を推進する

⇒第6章 構想の実現に向けた方策

- 多様な主体との協働による都市づくり・まちづくりの推進方策を示します。

序一七 都市づくりとまちづくり

「都市づくり」は、北区全域を「都市」として捉え、「将来都市像」に向けて都市生活の質を高めていくため、都市の骨格となる「都市構造」を設定し、「テーマ（分野）」や「方針」を定めるなど、社会（都市）基盤整備の戦略的な取組を指しています。

一方、「まちづくり」は、公園や道路などのハード面の充実、福祉やコミュニティといったソフト面の取組みなど、幅広い分野にわたって使われている言葉です。概念的には、区民生活に密着した地域において、その地域をより良くしていきたいという考え方や行動の全体を指しています。

近年の傾向として、エリアマネジメント[※]やシェアリングエコノミー[※]など「都市づくり」と「まちづくり」の中間的な取組みが大きく注目されるようになってきました。双方の領域の融合が進み、境界線があいまいになりつつあります。

そのため、北区都市計画マスタープランでは、「都市づくり」と「まちづくり」を以下の考え方で整理しました。

【都市づくり】全区的な社会（都市）基盤整備の戦略的な取組み

【まちづくり】多様な主体が進める地区レベルの取組み